



医療機関版

NEWS LETTER

2017 年 12 月号

上原会計事務所・株式会社創明経営

長野県松本市島立1095番地1デザインセンタービル2F
TEL : 0263-88-2514 / FAX : 0263-88-2516

Topic

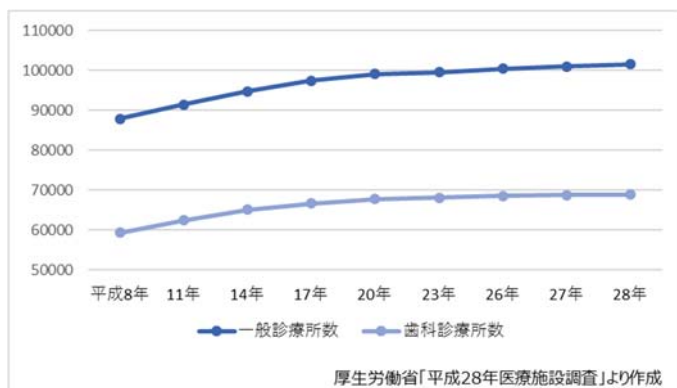
診療所の多い地域、少ない地域

診療所オープンの看板をよく目にします。昨年新規開業した一般診療所は全国で 7,448 件、歯科診療所は 1,752 件。いずれも廃業数を上回りました。診療所の密度について、厚生労働省「医療施設調査」*より検証します。

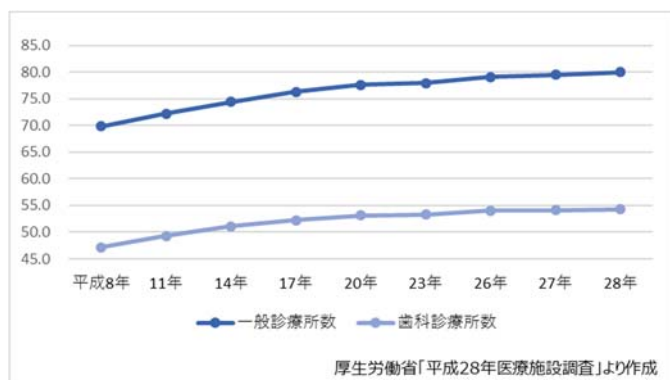


一般診療所は 534 増、歯科は 203 増

平成 28 年の一般診療所数は前年を 534 件上回る 101,529 件、歯科診療所は 203 件増の 68,940 件。ここ 10 年間は微増しており、20 年前の平成 8 年より一般診療所は 13,620 件、歯科診療所は 9,583 件増加しています。



次に、人口 10 万人に対する診療所数です。



こちらにも漸増が続き、28 年は一般診療所で 80.0 件、歯科診療所で 54.3 件となりました。

密度の高い地域はどこ？

一方で地域差も大きな課題です。対人口 10 万人の都道府県別の診療所数と、施設数の多い主要都市を整理したのが下表です。いずれも最も多い都県は、最も少ない県の約 2 倍の密度です。

人口10万対施設数の多い県・少ない県

都道府県	一般診療所	都道府県	歯科診療所
和歌山県	110.7	東京都	78.2
島根県	105.1	大阪府	62.9
長崎県	101.6	福岡県	60.6
⋮		⋮	
全国	80.0	全国	54.3
⋮		⋮	
沖縄県	62.3	島根県	39.6
茨城県	59.0	滋賀県	39.5
埼玉県	58.0	福井県	37.3

人口10万対施設数の多い主要都市

	一般診療所	歯科診療所	
① 長崎市	128.6	東京都の区部	88.8
② 大阪市	126.4	大阪市	83.6
③ 和歌山市	122.4	北九州市	69.2
④ 尼崎市	111.5	盛岡市	67.7
⑤ 京都市	108.2	福岡市	65.2

厚生労働省「平成28年医療施設調査」より作成

*厚生労働省「平成 28 年医療施設（動態）調査・病院報告の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/16/index.html>

医療機関の年末賞与 1 人平均支給額の推移

今年も年末賞与支給の季節を迎えます。ここでは病院と一般診療所の別に、直近 5 年間（平成 24 年～28 年）の年末賞与支給労働者 1 人平均支給額（以下、1 人平均支給額）などを、事業所規模別にご紹介します。

1 人平均支給額は 27 年よりも増加

厚生労働省の調査結果※から、1 人平均支給額の推移などをまとめると下表のとおりです。

病院：

5～29 人規模は 28 年のデータが公表されていませんが、5 人以上の調査対象病院全体の 1 人平均支給額は 426,070 円で、27 年よりも 1.5% の増加になりました。

30～99 人規模も 1 人平均支給額は 27 年より増加し、30 万円台に戻りました。

一般診療所：

28 年の 1 人平均支給額はどちらの規模も 27 年より増加しました。5～29 人規模は 24 年以降でみると増加を続けており、28 年は直近 5 年間で最高額になっています。

きまって支給する給与に対する支給割合は、5～29 人規模が 1.07 ヶ月分、30～99 人規模が 0.90 ヶ月分と、おおむね 1 ヶ月分程度になりました。

今年の支給額はどのような増減をみせるでしょうか。

病院・一般診療所別年末賞与支給労働者 1 人平均支給額の推移

病院	事業所規模5～29人					事業所規模30～99人				
	24年	25年	26年	27年	28年	24年	25年	26年	27年	28年
支給労働者1人平均支給額（円）	216,299	171,771	366,047	304,086	*	320,317	306,718	334,192	283,736	306,227
きまって支給する給与に対する支給割合（ヶ月）	0.97	1.01	1.39	0.81	*	1.08	1.04	1.14	0.96	1.00
支給労働者数割合（%）	96.2	100.0	100.0	100.0	*	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
支給事業所数割合（%）	94.8	100.0	100.0	100.0	*	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

一般診療所	事業所規模5～29人					事業所規模30～99人				
	24年	25年	26年	27年	28年	24年	25年	26年	27年	28年
支給労働者1人平均支給額（円）	197,077	202,052	203,286	205,528	216,932	285,263	277,601	289,750	248,798	263,729
きまって支給する給与に対する支給割合（ヶ月）	1.00	1.03	1.01	1.01	1.07	1.05	1.04	1.08	0.93	0.90
支給労働者数割合（%）	93.1	85.1	89.2	87.9	87.5	95.1	100.0	100.0	100.0	100.0
支給事業所数割合（%）	91.1	85.4	88.6	87.9	86.0	94.1	100.0	100.0	100.0	100.0

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく 16 大産業に属する常用労働者 5 人以上の約 190 万事業所（経済センサス基礎調査）から抽出した約 33,000 事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の 1 事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次の URL のページからご確認ください。http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『職員の家族の訃報が入った際、どのように対応したらよいか』



先日、職員の家族に不幸があり、その職員の休暇や香典の対応をどうしたらよいか分からず、四苦八苦しました。今後はスムーズに対応したいのですが、どのようなことを検討しておくのでしょうか？



職員の家族の弔事にあたっては、その連絡方法や休暇、香典、供花、弔電などの対応について、あらかじめルールをまとめておくといよいでしょう。

詳細解説：

慶弔関連の取扱いは法律に定めはありません。よって、あらかじめ以下のようなルールや目安を決めておき、慶弔見舞金規程などとしてまとめておくといよいでしょう。



1. 訃報の連絡事項・方法

通夜や葬儀に参列しようと思っても場所や時刻等が分からずに情報収集に苦慮するということがないよう、訃報をFAXしてもらうなどの連絡方法を決めておき、職員から確実な情報をもらえるようにしておきましょう。

2. 休暇の取扱い

職員が弔事による休暇を取得するときに備え、その日数や賃金の取扱い方法などについて定めておくことが重要です。また、職員が友人の弔事等で休暇を希望するようなこともあるため、慶弔休暇を認めることができる対象者の範囲もあわせて明確にしておくことがポイントになります。

例. 弔事休暇の日数

両親（実父母、養父母、義父母を含む）	喪主である場合	5日
	喪主でない場合	4日
同居の祖父母		3日

3. 香典・弔電・供花・参列の取扱い

職員によって異なった対応にならないように、下表のような基準を作っておくと、対応に漏れがなく、また事案が急に発生したときにどのように対応するか判断に苦慮せずに済みます。

例. 香典・弔電・供花・参列の基準

（単位：千円）

	実父母・子				祖父母			
	香典	弔電	供花	参列	香典	弔電	供花	参列
勤続5年未満	10	○	○	○	5	○	-	-
勤続5年以上	30	○	○	○	10	○	-	-

慶事についても上記と同じように検討するといよいでしょう。

職員の慶弔に直面したとき、過去の事例の確認に手間取ったり、そのときどきによって対応が変わることで職員に不満を感じさせることは避けなければなりません。確実な対応を行うために明確なルールを定めておくことが重要です。

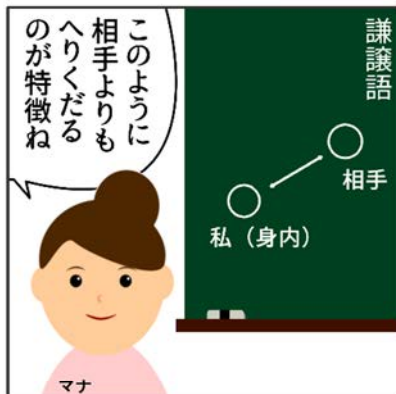
事例で学ぶ 4 コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

『謙譲語』



ワンポイントアドバイス

謙譲語



言葉の遣い方は、何度振り返りをしても難しいものです。新しく社会人となった方だけでなく、既に仕事をしているスタッフも継続的な振り返りとステップアップが求められます。

今回は謙譲語を取り上げました。

謙譲語とは、自分や自分の側の表現をいい、位置関係を図で示すと 4 コマで表現したとおり、自分や身内が相手よりもへりくだります。

このときに大切なのは、『誰と話をしているときに誰が身内(自分の側)に含まれるか』をしっかり把握しておくことです。

例えば院内での会話では、院長先生や上司に対して敬語を用います。一方、患者様や業者の方など院外の人と会話をする場合には、院長先生や上司は皆様にとって“身内”と解釈しますので、謙譲語を用います。

例えば、患者様と話す場合、



「院長先生にお聞きしてみます」

ではなく、



「院長に尋ねてまいります」

といいます。これが謙譲語です。

ここでのポイントは、“先生”・“さん”などの敬称の表現を用いないことです。もし名前とともに役職名をいいたいときには、『〇〇事務長』ではなく『事務長の〇〇』というように、名前の前に役職をもってくるとよいでしょう。